

本 Industrial Edge 補足条項(以下「**本 Industrial Edge 条項**」という。)は、オーダーに「Industrial Edge」又は「IE」と記載されたソフトウェア(以下「**Industrial Edge ソフトウェア**」という)のみに関する、お客様と SISW の間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 Industrial Edge 条項は、適用する UCA 又は EULA 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約に定義されている意味を有します。本 Industrial Edge 条項では、以下に示す追加の定義が適用されます。

「**アプリ**」とは、Edge デバイス上で実行され、Edge デバイス及びその他の接続されたハードウェアからデータを処理できるソフトウェアアプリケーションを意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様のコンサルタント、代理人又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で Industrial Edge ソフトウェアにアクセスするお客様の従業員又は個人を意味します。

「**Edge デバイス**」とは、IE RT ソフトウェアを実行でき、IE 管理ソフトウェアによって管理できるハードウェア製品を意味します。

「**IE 管理ソフトウェア**」とは、お客様が Edge デバイス及びアプリを管理できるようにする SISW が提供するソフトウェアを意味します。

「**IE RT ソフトウェア**」とは、Edge デバイスを IE 管理ソフトウェアに接続するアプリのランタイム環境を意味します。

「**Industrial Edge ハブ**」とは、お客様が Industrial Edge ソフトウェアをダウンロードして IE 管理ソフトウェアを構成できる Web サイトを意味します。

2. INDUSTRIAL EDGE ソフトウェア補足条項

- 2.1 **Industrial Edge ソリューション** Industrial Edge ソフトウェアを使用するには、(a) 少なくとも 1 つのシステムにインストールされた IE 管理ソフトウェア、(b) IE RT ソフトウェアを実行し、IE 管理ソフトウェアに接続可能な Edge デバイス、及び(c) オプションでアプリの組み合わせが必要です。

- 2.2 **サブスクリプションライセンス** Industrial Edge ソフトウェアのライセンスは、「サブスクリプション」としてのみ提供されます。そのため、Industrial Edge ソフトウェアを使用できるのは、オーダーに指定された期間のみになります。輸出法で規定されている場合を除き、Industrial Edge ソフトウェアの使用が特定の対象地域に制限されることはありません。Industrial Edge ソフトウェアの保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。Industrial Edge ソフトウェアのサブスクリプションライセンスには、以下のタイプがあります。

- (a) 「**Industrial Edge ハブアクセス**」ライセンスの場合、お客様は、(i) Industrial Edge ハブにアクセスすること、また(ii) ドキュメントに指定されている IE 管理ソフトウェア及びシステムアプリをダウンロード及びインストールして、正規ユーザーがその IE 管理ソフトウェアを使用することができます。
- (b) 「**アプリ**」ライセンスの場合、お客様は、オーダーに指定されたアプリをインストールして一定数の Edge デバイス上で実行し、正規ユーザーがそのアプリを使用できるようにすることができます。オーダーに明示的に指定されていない限り、各アプリライセンスでお客様がアプリをインストールして使用できるのは、1 台の Edge デバイスのみにになります。
- (c) 「**Industrial Edge デバイス**」ライセンスの場合、お客様は、特定の数の Edge デバイスを IE 管理ソフトウェアに接続し、それらの Edge デバイ스에 予めインストールされている IE RT ソフトウェアを、正規ユーザーが使用できるようにすることができます。オーダーで明示的に指定されていない限り、各 Industrial Edge デバイスライセンスでお客様の IE 管理ソフトウェアに接続できるのは、1 台の Edge デバイスのみにになります。IE RT ソフトウェアは、その Edge デバイスで使用する必要があります。

Industrial Edge ソフトウェアのいずれのサブスクリプションライセンスにも、Edge デバイスは含まれません。Edge デバイスは、別途購入する必要があります。

- 2.3 **ユーザーの責任** お客様は、(i) 正規ユーザーが、お客様の社内業務を支援する目的でのみ、Industrial Edge ソフトウェアを使用する、(ii) 許可されていないユーザーが、お客様のアカウントに関連付けられた資格情報を使用して Industrial Edge ソフトウェアを使用することを禁止する、及び(iii) 正規ユーザーによる本契約の違反行為を禁止する、責任を負います
- 2.4 **超過使用** お客様又はお客様の正規ユーザーによる Industrial Edge ソフトウェアの使用で、関連するオーダー及び本契約で指定されているライセンスのエンタイトルメントを超えた場合(例えば、Industrial Edge デバイスのライセンス数を超えた場合)、SISW は、SISW が規定する Industrial Edge ソフトウェアのその時点における料率に基づき、超過使用分に対する追加料金をお客様に請求す

る権利を有します。SISW が受けた損害が超過分の追加料金を上回っている場合、SISW はさらなる補償金を請求する権利を有しません。

- 2.5 **サブスクリプションの期間及び更新** オーダーに特に指定されていない限り、サブスクリプション期間は 1 年間とし、請求書に記載された日付がサブスクリプションの開始日になります。一方当事者が他方当事者に対して、現在のサブスクリプション期間が終了する 60 日前までに、サブスクリプションを更新する意思がないことを伝えない限り、現在のサブスクリプション期間が終了すると、有料サブスクリプションが自動的に更新されます。その際、更新前のサブスクリプション期間と 12 か月間とを比較し、期間が長い方が、更新後のサブスクリプション期間として適用されます。更新後のサブスクリプション期間中の料金は、更新前の料金と同額になります。但し、次の場合を除きます: (i) 現在のサブスクリプション期間が終了する 90 日前までに、SISW がお客様に対して料金の改定について通知した場合。 (ii) 更新後のサブスクリプション期間の料金がオーダーに明記されている場合。オーダーに、「デモ用」、「テスト用」、「評価用」、「ベータ版」などが記載されているサブスクリプションについては、更新されることはありません。お客様は、Industrial Edge ソフトウェアに対して発行された請求書の支払いを行うか、当事者間の取引履歴を確認するか、自動更新日以降に Industrial Edge ソフトウェアを使用することにより、サブスクリプションの更新オーダーを承認したことになります。
3. **インターネット接続の要件** Industrial Edge ソフトウェアのダウンロード、インストール及び設定を行うには、IE 管理ソフトウェアを実行するシステムをインターネットに接続する必要があります。お客様がサポートを受けるためには、安定したインターネット接続を使用して、少なくとも月に 1 回、IE 管理ソフトウェアを Industrial Edge ハブに接続する必要があります。これにより、Industrial Edge ソフトウェアがアップデートされます。
4. **INDUSTRIAL EDGE ソフトウェアとライセンス条件の変更** SISW は独自の裁量により、本 Industrial Edge 条項を予告なしに随時変更することができます。但し、条項の変更は、お客様のサブスクリプションの更新時にものみ適用されるものとし、お客様の明示的な同意を得ることなく、サブスクリプション期間中に条項を変更することはできないものとします。
5. **INDUSTRIAL EDGE ソフトウェアの更新とサポート** Industrial Edge ソフトウェアの保守サービス、拡張サービス及び技術サポートサービス (以下「保守サービス」という。) は、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に掲載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。本契約の他の条項に関係なく、以下の条件が適用されます。
 - a) お客様がエラーの報告を希望する場合、又は Industrial Edge ソフトウェアに関する技術サポートを希望する場合は、Siemens Industrial Edge の担当者に問い合わせることとします。
 - b) 保守サービスの対象となるのは、最新バージョンの Industrial Edge ソフトウェア (現行のメジャーリリース) のみになります。
6. **INDUSTRIAL EDGE ソフトウェアの免責事項** 不正な情報のアクセス、破損、開示、改ざん、サービス妨害攻撃又は同等のシナリオ (いわゆる「サイバー脅威」) により、お客様の施設、システム、機器、ネットワークに悪影響を及ぼす可能性のある状況を回避するには、最先端の包括的なセキュリティ技術を導入し、継続的に維持管理していくことが重要になります。Industrial Edge の製品とソリューションには、安全なビジネスをサポートすることをコンセプトとしたセキュリティ機能が組み込まれていますが、SISW が提供する製品及びソリューションは、そうしたコンセプトの一要素を形成しているに過ぎず、お客様の責任において、これらのセキュリティ機能を適切に設定して使用する必要があります。そのため、お客様は自社の施設、システム、機器、ネットワークへの不正なアクセスを防止する責任を負ういます。SISW は、法律で認められた最大限の範囲を条件として、こうしたサイバー脅威による損害について一切の責任を負わないものとします。お客様のシステム、機器及びコンポーネントは、月に 1 回以上社内ネットワーク又はインターネットに接続してアップデートする必要がありますが、その際に適切なセキュリティ対策 (例えば、ファイアウォール及び/又はネットワークセグメンテーション) を実施する必要があります。<https://www.siemens.com/industrialsecurity> に掲載されている SISW のガイダンス情報を確認し、適切なセキュリティ対策を検討することをお勧めします。サポートが終了したバージョンの Industrial Edge ソフトウェアを使用したり、アップデートを適用しなかったりした場合、サイバー脅威のターゲットになる可能性が高くなるため、可能な限り速やかに Industrial Edge ソフトウェアのアップデートを適用し、最新バージョンの Industrial Edge ソフトウェアを使用する必要があります。
7. **利用規定** Industrial Edge ソフトウェアには、各種オンラインサービス (Industrial Edge ハブ等) へのアクセスポイントを提供する機能、又はこうしたオンラインサービスに依存する機能が組み込まれています。こうしたオンラインサービスは、<https://www.siemens.com/sw-terms/aup> に掲載されている利用規定が適用されます。利用規定は参照により本契約に組み込まれます。この利用規定に記載されている「クラウドサービス」という用語は、Industrial Edge ソフトウェアがアクセスするオンラインサービスのことを意味します。